

平成16年度 政策評価書（事後の事業評価）

担当部局：防衛施設庁施設部施設対策課

実施時期：平成16年4月～平成17年3月

事業名：^{あいばの}饗庭野演習場^{しょうかいがわ}周辺障害防止対策事業（庄界川改修工）

政策分野：防衛施設周辺の生活環境整備

事業内容：陸上自衛隊饗庭野演習場は、滋賀県の北西部(滋賀県高島市)に位置し、その面積は約24.6k㎡である。

同演習場は、旧陸軍が開設し終戦後米軍に接收されたが、昭和32年に米軍から返還され自衛隊が使用を開始し、現在に至っている。

同演習場では機甲車両その他重車両のひん繁な使用等により、演習場内が荒廃し大雨時の雨水流出量が増大したことから、同演習場を流域に持つ庄界川^(注)の下流地域において洪水が生じ、演習場周辺の関係住民に多大な洪水被害を与えた。

このため、当庁は、同演習場における機甲車両その他重車両のひん繁な使用等に起因する洪水被害を防止・軽減するために庄界川改修工事(護岸整備：L＝約660m、橋梁4基)を行う滋賀県(河川管理者)に対し、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。)に基づき、その費用の一部(10分の8)を補助したものである。

(注)庄界川：淀川水系一級河川(滋賀県管理)

経費総額：約11億円(事業費)、約9億円(補助額) (平成4年度～平成14年度)

評価の内容

1 事業の目的

当該事業は、環境整備法第3条第1項の規定に基づく障害防止事業として、饗庭野演習場における自衛隊等の特定の行為(機甲車両その他重車両のひん繁な使用等)に起因する同演習場周辺地域への障害(洪水被害)について、滋賀県が行う庄界川改修工事に係る費用の一部を補助することにより、その障害を防止・軽減し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とした。

2 達成状況

(1) 達成効果

防衛庁の政策分野及び上位の事業体系における当該事業の役割

防衛施設周辺の生活環境整備

環境整備法第3条第1項の規定に基づく障害防止工事の助成は、自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施等により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、河川、砂防施設等の施設について必要な工事を行う地方公共団体等に対し、その費用の全部又は一部を補助する事業であり、防衛庁設置法(昭和29年法律第164号)第5条第21号の規定に基づき、環境整備法第3条第1項の規定に基づく障害防止工事の助成に係る事務を所掌する防衛庁が必要な措置を講じるものである。

代替手段との比較検討状況

昭和60年6月、昭和63年6月、平成2年9月に庄界川において洪水被害(道路冠水や田畑の浸水被害)が生じたことから、当該洪水被害を防止・軽減するため現地調査を行った結果、饗庭野演習場における機甲車両その他重車両のひん繁な使用等により演習場内が荒廃したこと等に伴い、大雨時の流量が約 $14\text{ m}^3/\text{s}$ (流域面積約 70 ha 、計画雨量 $94\text{ mm}/\text{時}$ (30年確率)、河川延長約 1.4 km)となり、現河川の流下能力約 $4\sim 8\text{ m}^3/\text{s}$ を上回っていることが判明した。

このため、当該洪水被害を防止・軽減する手段として、以下の3案について比較検討を行い、A案及びB案に比べ事業を効率的、経済的に実施できるとともに、周辺住民への影響が小さいことからC案により事業を実施したところである。

区分	対 策 内 容	検 討 内 容	検討結果
A 案	大雨時の流量を一時的に貯留する調整池等の施設を新たに建設して下流の流量を減少	地形上の理由(河川延長が短い等)から一時的な貯留施設の設置は困難	×
B 案	川の流れを2つに分けるためバイパス河川を新たに開削して大雨時の流量を流下	新川開削により大規模な用地買収や移転補償が生じ周辺住民への影響が多大であり不適	×
C 案	現河川の河川改修(川幅の拡幅やコンクリートブロック積護岸等の整備)を行うことにより大雨時の流量に対応した流下能力を確保	沿線の土地利用状況等から現河川を拡幅整備することは合理的かつ一般的な河川改修方法であり適当	

具体的な構成、数量等の必要性及び妥当性

当庁としては、当該事業を行う滋賀県に対して、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和49年政令第228号)第2条の規定に基づき、その費用の10分の8を補助したところである。

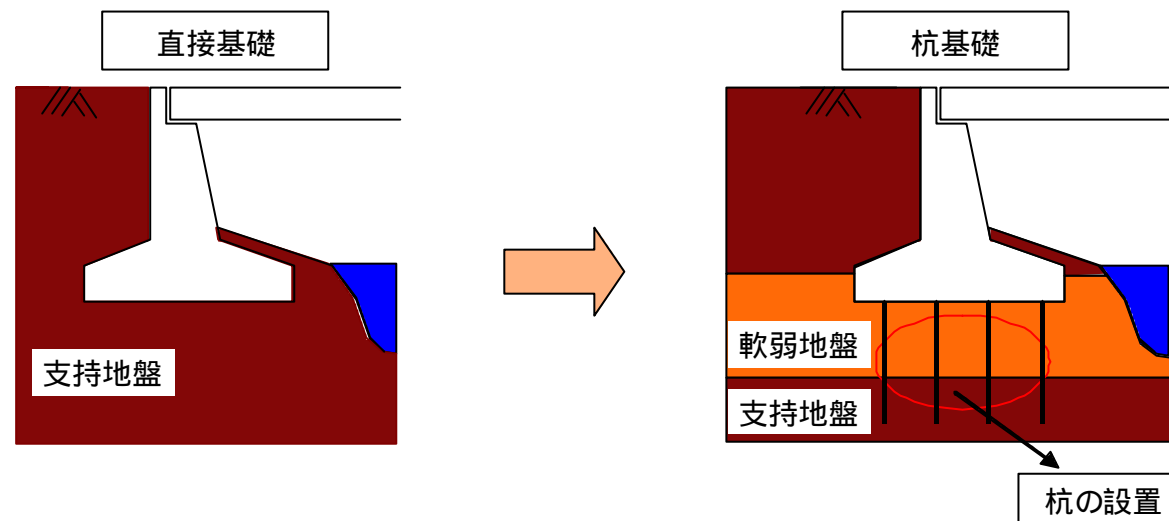
河川工事等の実施に当たっては、全体に係る概略的な調査・設計を行い策定した全体事業計画に基づき、実施状況を踏まえ必要な詳細設計を行う等、工事等の内容や工事工程を精査し、手戻りが生じないように実施することが一般的である。

滋賀県は、当該事業実施に当たり平成4年度に全体事業計画を策定しており、その全体事業計画及び整備実績等は次のとおりである。

事業内容等	整 備 前	全体事業計画	整 備 実 績
【事業規模】			
川 幅	約 1 . 0 ~ 3 . 0 m	約 4 . 0 ~ 5 . 5 m	約 4 . 0 ~ 5 . 5 m
深 さ	約 1 . 0 m	約 1 . 5 ~ 2 . 0 m	約 1 . 5 ~ 2 . 0 m
護岸整備延長	-	約 6 6 0 m (コンクリートブロック積護岸)	約 6 6 0 m (コンクリートブロック積護岸)
流下能力	約 4 ~ 8 m ³ / s	約 1 4 m ³ / s	約 1 4 m ³ / s
橋 梁	-	4 基	4 基
事業費(補助額)	-	約 9 億円(約 7 億円)	約 1 1 億円(約 9 億円)
事業実施期間	-	平成 4 ~ 1 2 年度(9 ヶ年)	平成 4 ~ 1 4 年度(1 1 ヶ年)

全体事業計画と整備実績を比較すると、事業規模については同規模であるが、事業費については約2億円の増、事業実施期間については2カ年の増を要したが、これは主に河川を拡幅することにより架け替え等が必要となる橋梁4基のうち1基において、現地状況を踏まえ工事等の内容や工事工程を精査したところ、局所的に軟弱地盤があることが判明したこと等により、軟弱地盤に対応するために橋梁構造の変更(直接基礎から杭基礎への変更)等が必要となったためである。

この不測の事態に伴い、工事工程を含め全体事業計画の見直しを行った結果、事業費等が増となったものであり、当該事業の目的を達成するために必要な措置であった。



橋梁構造の変更(イメージ図)

得ようとする効果

大雨時の流量(計画雨量94mm/時:30年確率)に対応した流下能力を確保するため現河川を拡幅し、コンクリートブロック積護岸等を整備することにより、饗庭野演習場における機甲車両その他重車両のひん繁な使用等に起因する洪水被害の防止・軽減を図るとともに、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与する。

効果の把握の仕方

補助事業者の実績報告書等に基づき、当該事業が計画どおり実施されたことを確認した。

効果の達成を判断する根拠

当該事業完了後において、過去に洪水被害が発生した際(昭和63年6月：34mm/時、平成2年9月：108mm/日)と同程度の大雨時(平成15年7月及び16年8月：33mm/時、平成16年10月：119mm/日)においても洪水被害は発生しておらず、また、関係住民からの苦情もないことから、効果は達成されたと判断した。

(2) 達成時期

滋賀県は、平成4年度の実施設計及び平成5年度から平成13年度にかけての用地買収を経て、平成8年度から工事を開始し、平成14年度に当該事業を完了した。

(3) 教訓等事項

特になし

今後の対応

当該事業の成果を踏まえ、今後も自衛隊等の特定の行為と防衛施設周辺地域に及ぼす障害との因果関係等が確認された場合には、国が原因者たる立場において、環境整備法第3条第1項の規定に基づく障害防止事業への助成を適切に実施していく所存である。